

## 宗像市個人向け第二種運転免許取得補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この告示は、地域公共交通の運行を担う運転士を安定的に確保し、もって市内の地域公共交通網の確保維持に資するため、第二種運転免許を取得した市民に対し、予算の範囲内で補助する宗像市個人向け第二種運転免許取得補助金（以下「補助金」という。）について、宗像市補助金等交付規則（平成15年宗像市規則第31号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この告示において使用する用語は、道路交通法（昭和26年法律第183号）、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）及び道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）において使用する用語の例による。

2 この告示において、「第二種運転免許」とは、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市税に滞納がない者であって、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 指定自動車教習所（以下「教習所」という。）に入校した日において宗像市内に住所を有する者であること。
- (2) 令和8年1月1日以降に教習所に入校し、第二種運転免許を新たに取得した者であること。

### (補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が第二種運転免許を取得する際に要した経費のうち、教習所の教習料金（受験資格特例教習の料金を含む。）及び運転免許試験場での適性検査及び学科試験に要した経費とする。

2 前項に規定する経費のうち、検定不合格による追加の教習料金及び再検定に係る経費は、補助対象経費から除くものとする。

3 第二種運転免許の取得に関する国又は他の地方公共団体等から補助対象経費に関して同種の補助金等の交付を受けている場合にあつては、補助対象経費から当該補助金等の交付額を控除した金額を補助対象経費とする。

### (補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額とし、別表に定める免許の区分に応じ、同表に定める額を上限とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

3 補助対象者が第二種運転免許のうち2つ以上の免許を同時に取得したときは、いずれ

か1つの免許に限り、補助金の交付を受けることができるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書兼実績報告書に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 第二種運転免許証の写し
- (2) 補助対象経費の額及び支払を証する領収書その他これに類する書類の写し
- (3) 市税に滞納が無いことを証する書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定等)

第7条 市長は、前条の規定による交付申請書兼実績報告書の提出があったときは、提出された書類の内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、その旨を通知するとともに、補助金の交付を決定した者にあつては、速やかに補助金の額を確定するものとする。

(補助金の請求)

第8条 交付決定者は、前条の規定による通知を受けたときは、請求書を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第9条 市長は、交付決定者が偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたと認められるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第10条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(市の責務)

第11条 市長は、この告示の趣旨を達成するため、第二種運転免許取得者の交通事業者への就職等に関して、市民及び事業者間の調整に努める責務を要する。

(雑則)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公示の日から施行する。

(失効)

- 2 この告示は、令和9年3月31日限りその効力を失う。ただし、同日までにこの告示に基づき交付を決定された補助金については、この告示の失効後も、なお効力を有する。

別表 (第5条関係)

| 免許の区分      | 補助率    | 上限額       |
|------------|--------|-----------|
| 大型自動車第二種免許 | 2分の1以内 | 1人当たり40万円 |

|            |           |               |
|------------|-----------|---------------|
| 中型自動車第二種免許 | 2 分の 1 以内 | 1 人当たり 3 0 万円 |
| 普通自動車第二種免許 | 2 分の 1 以内 | 1 人当たり 2 0 万円 |